

こ成事第 568 号
令和 5 年 12 月 19 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市長
市区町村長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための
整備について

次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日
こ成事 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付
金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、
標記の取扱いに当たっては別紙によることとし、令和 5 年 12 月 19 日から適用
することとしたので通知する。

(別紙)

児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備

1. 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条に規定される児童厚生施設について、機能強化を図るための施設整備等を行うことにより、「こどもの居場所」の整備促進を図るものである。

2. 対象事業

地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、児童館の利用者増や利用対象を拡充（例：中・高校生世代への拡充）するような機能強化を行うことを、市町村「こども計画」において位置づけている（位置づける予定を含む）場合、その整備（創設、改築、拡張、大規模修繕、防犯対策等）について対象とする。

（具体的な整備例）

- ・中・高校生世代が占有できる部屋（ティーンズルーム等）
- ・グループ学習室や自習室
- ・音楽スタジオ
- ・中・高校生世代の体格等に適した運動スペース（ダンススタジオ、スケートボードパーク等）
- ・文化芸術活動等に活用するアトリエや編集スタジオ
- ・e スポーツやオンラインコミュニケーションをおこなう部屋や設備（施設と一体的なものに限る）
- ・簡易な調理設備（施設と一体的なものに限る。）
- ・開館時間を延長することに伴う防犯対策（警報装置、照明等）
- ・調乳設備を備えた授乳スペース
- ・乳児親子が占有できる部屋
- ・障害の有無に関わらず利用ができ、交流が促進される設備（インクルーシブな遊具等）が設置された部屋

3. 対象施設

交付要綱に定める児童厚生施設

4. その他

- (1) 令和 5 年 12 月 8 日以前にこども家庭庁成育局長、地方厚生局長または四国厚生支局長より内示または交付決定を受けた整備事業については本通知の適用を受けない。

(2) こども基本法の基本理念に基づき、「こどもの居場所」づくりにおいては、こどもの意見が尊重されることが求められる。本整備においても、こどもや子育て当事者等の意見を聴取し、反映すること等を考慮すること。